

いじめ防止に向けて

1. 樹海中学校 いじめZERO 基本方針

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

・第2条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

・第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本認識

本校では、全ての職員が「いじめは、どこでも、どの生徒にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む生徒はいない」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「樹海中学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを受けず、さらに他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消、再発防止等のための対策を行う。このことにより、生徒の人権と尊厳を保持し、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに生活しながら成長できる環境づくりを進める。

2 いじめの定義といじめに対する基本姿勢

いじめとは、「一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

◆いじめ防止のための基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない環境づくり・雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見に努め、そのために様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保證するとともに、学校内だけでなく専門家や関係者や関係機関と連携・協力をする。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導及び再発防止にあたる。

2. いじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

1 いじめ防止対策委員会の設置

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭

(※必要に応じて，該当学級担任，特別支援コーディネーターや専門家なども加わる)

◆主な活動

- ・ いじめ防止に関すること
- ・ いじめの早期発見に関すること(アンケート調査，観察，教育相談等)
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響，いじめの問題に関する生徒の理解に関すること
- ・ 設置者への報告

※基本的には月1回の定例的な報告をすることとし，学校が「いじめ」の通報を受けた場合は，事実の有無の確認を行うとともに，事実があったとしてもなかったとしても，その事実確認の結果を設置者に報告する。

3. いじめの防止等に関する処置

・第15条 学校におけるいじめの防止

(道徳教育・体験活動等の充実，児童生徒が自主的に行う者に対する支援，児童生徒・保護者・教職員への啓発等)

・第16条 いじめの早期発見のための措置

(定期的な調査などいじめを早期に発見するため必要な措置，いじめの相談を行うことができる体制整備)

・第18条 いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

(いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施)

・第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・第23条 いじめに対する措置

- ①教職員や保護者などは，児童生徒からの相談を受け，いじめの事実があると思われるときは，児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる
- ②学校は，通報を受けたときや，学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，いじめの事実の有無を確認し，その結果を当該学校の設置者に報告する
- ③いじめがあったことが確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や，いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う
- ④必要な場合は，いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等，いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする
- ⑤いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める

・第25条 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は，児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは，適切に懲戒を加える

1 「いじめの防止」(未然防止のための取組等)

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ，全ての生徒を対象に，いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また，未然防止の基本は，生徒が，心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて，集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，いたずらにストレスにとらわれることなく，互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに，教職員の言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・ 学校の最重点の一つとして，いじめをしない，見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ・ 生徒の豊かな心を培い，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ いじめ防止に生徒が自主的に行う活動を充実させ，それに対する積極的な支援を行う。

- ・保護者並びに地域住民その他の関係者・関係機関との連携を図る。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

日常的に学級や集団の中で「いじめ」の問題について触れるなど、すべての子どもに対して継続的な働きかけを行います。

<校長・教頭は>

- 全校集会などで、校長が日常的に「いじめ」の問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成します。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験的活動などの推進等に計画的に取り組めます。
- 生徒が自己有用感を得られる場面や困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を積極的に設けるよう教職員に働きかけます。
- 「いじめ」の問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進します。
(例えば、生徒会による「いじめZERO運動」宣言や相談箱の設置など)

<生徒指導担当教員は>

- いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図ります。
- 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組めます。

<養護教諭は>

- 学校保健委員会等や、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げます。

<学級担任は>

- 日常的に「いじめ」の問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成します。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も「いじめ」を肯定していることを理解させ、「いじめ」の傍観者から「いじめ」を抑止する仲介者への転換を促します。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めます。
- 教職員の不適切な言動が生徒を傷つけたり、他の生徒による「いじめ」を助長したりしないように、指導の在り方には細心の注意を払います。

2 「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見逃さないための手立て等)

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ・いじめアンケート調査の実施 *生徒・保護者・教職員(組織や体制の評価も含む)
- ・学級担任等による教育相談・聴き取り・家庭との連絡、家庭訪問の実施
- ・いじめ相談体制の整備と計画的教育相談の実施 *スクールカウンセラーや関係者の活用
- ・いじめ防止等に関する職員の研修 *インターネットに関すること・校外も含めて

定期的な調査や、ささいな兆候(ふざけに見えるような気になる行為等)にもアンテナを高く保つようにします。

<校長・教頭は>

- 生徒及びその保護者、教職員が「いじめ」に関する相談を行うことができる体制を整備します。
- 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検します。

<生徒指導担当教員は>

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組めます。
- 保健室やスクールカウンセラー等による教育相談の利用、電話相談窓口について生徒や保護者に周知します。

- 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認します。

＜養護教諭は＞

- 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目に配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞くようにします。

＜学級担任は＞

- 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。
- 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握します。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行います。

※ 「いじめ」かな？と疑われる情報があれば、学校におかれた「いじめ防止対策委員会」へ伝えて組織的に対応していきます。

3 「いじめに対する措置」（発見した いじめに対する対処）

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ・ 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめ防止対策委員会を中心に、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を富良野市教育委員会に報告する。
- ・ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ 必要な場合は、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒などが安心して教育を受けられるようにする。
- ・ いじめの事案に係る情報をいじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するため、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 適切な解決を図るとともに、再発防止に向けて継続的な取組を進める。

4. 重大事態発生時

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・ 重大事態が発生した旨を、富良野市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 富良野市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 適切な解決を図るとともに、再発防止に向けて継続的な取組を進める。